

# はちみつを生産・販売等するみなさまへ

## 1. 自主検査を実施してください！

複数の花を蜜源とする百花蜜（ひゃっかみつ）は、採蜜し、保管した容器ごとに、市町村等が実施する放射性物質の自主検査を実施し、安全性を確認した上で販売（譲渡を含む）してください。

## 2. 飼育届の提出をお願いします！

みつばちを飼養する全ての方は、養蜂振興法にもとづく飼育届の提出が義務づけられています。所定の様式により管轄の家畜保健衛生所に提出をお願いします。

## 3. 営業届の提出をお願いします！

販売することを目的にはちみつの瓶詰め等の作業を行う方は、食品衛生法にもとづく営業届の提出が義務づけられています。所定の様式により管轄の保健福祉事務所に提出をお願いします。



### 【 問合せ先 】

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ■福島県県北農林事務所農業振興普及部 | TEL(024)521-2604 |
| 伊達農業普及所            | TEL(024)575-3181 |
| ■福島県県北家畜保健衛生所      | TEL(024)531-1301 |
| ■福島県県北保健福祉事務所      | TEL(024)534-4101 |